

口座を開設されるお客さまへの大切なお願い



口座を譲渡・売買 することは犯罪です。

正当な理由なく口座を譲渡・売買したり、キャッシュカードを他人に譲渡・貸与することは法律で禁止されております。

口座の譲渡・売買は買う側・売る側ともに罪に問われます。

- SNSなどによる「口座を高く買い取る」といった、違法な勧誘には決して応じないでください。
- 万が一、口座を譲渡・売却してしまった場合、速やかにお取引店までご連絡ください。

口座をご利用されなくなった場合(在留の方はご帰国の際等)には、口座の解約をお願いいたします。